

熊 本 地 方 労 働 審 議 会
 熊本県電気機械器具製造業最低工賃専門部会委員名簿

区分	委員又は 臨時委員の別	氏 名 (五十音順)	現 職
公 益 代 表 委 員	委員	高山 仁子	尚絅大学生生活科学部栄養科学科教授
	委員	西村 日出子	株式会社熊本日日新聞社編集局 地域報道本部次長
	委員	山下 雅裕美	弁護士
家 内 労 働 者 代 表	臨時委員	加藤 智志	全日本自動車産業労働組合総連合会 熊本地方協議会議長
	臨時委員	小材 和博	アムコー・テクノロジー・ジャパン 労働組合熊本支部 執行委員長
	委員	森田 操	連合熊本副事務局長
委 託 者 代 表	臨時委員	前田 隆	熊本県工業連合会事務局長
	委員	松本 武久	熊本県経営者協会事務局長
	臨時委員	山下 学	株式会社野田市電子取締役事業部長

(五十音順・敬称略)

熊本地方労働審議会
熊本県電気機械器具製造業最低工賃専門部会運営規程（案）

第 1 条 熊本地方労働審議会熊本県電気機械器具製造業最低工賃専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 156 号の 2、地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号）及び熊本地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第 2 条 専門部会に属すべき委員のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各 3 人とする。

第 3 条 部会長は、専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、熊本地方労働審議会長に報告しなければならない。

第 4 条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、令和 8 年 6 月 日から施行する。

熊本県電気機械器具製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者
熊本県の区域内で電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者
前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額
次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

品 目	工 程	規 格	金 額
ワイヤー ハーネス	カプラー差し（電線の 端末に取り付けられた 端子をカプラーに差し 込むことをいう。）	50センチメートルを超 え2メートル以下の電線 について行うもの	1本につき 55銭

- 4 効力発生の日
令和5年4月22日

令和7年度
熊本県電気機械器具製造業
家内労働実態調査結果

令和8年2月4日

熊本労働局

目 次

熊本県電気機械器具製造業家内労働実態調査の概要	1
第 1 表 家内労働者規模別委託者数および家内労働者数(委託者調査)	1
第 2 表 形態、性別家内労働者数(委託者調査)	1
第 3 表 年齢階級、経験年数階級別家内労働者数(委託者調査)	2
第 4 表 1ヶ月当たり工賃額階級別家内労働者数(委託者調査)	2
第 5 表 1ヶ月当たりの工賃収入別家内労働者数(委託者調査)	2
第 6 表 1ヶ月の家内労働従事日数別家内労働者数(家内労働者調査)	2
第 7 表 1日当たりの平均家内労働従事時間別家内労働者数(家内労働者調査)	2
第 8 表 委託者数および家内労働者数の推移	3
第 9 表 工賃(単価)の決定状況(委託者調査)	4
第10表 ワイヤーハーネスカプラー差し作業(電線の長さが50cmを超え2m以下のもの) にかかる委託者設定工賃及び家内労働者の工賃実績額等	5
第11表 最低工賃に対する意見、要望	6
参考-1 熊本県電気機械器具製造業最低工賃の変遷	7
参考-2 労働局別 ワイヤーハーネスカプラー差し一本当たりの工賃単価決定状況	8
参考-3 熊本県電気機械器具製造業最低工賃、対象業務略図、及びワイヤーハーネス概略	9
参考-4 自動車用ワイヤーハーネスの概要	10
参考-5 ワイヤーハーネス種別	11

熊本県電気機械器具製造業家内労働実態調査の概要

1. 調査の範囲
 - (1) 地 域
熊本県全域
 - (2) 調査対象
イ 家内労働者に、電気機械器具製造業に係る業務を委託する委託者
ロ イの委託者より委託される家内労働者
2. 調査対象期間
令和7年 10 月 1 日～ 10 月 31 日
3. 調査実施期間
令和7年 11 月 10 日～ 令和8 年 1 月 20 日
4. 調査件数等

表A

区 分	調査対象数	回答	未回答	委託なし	廃止
委 託 者 (件)	19	17	2	4	0
家内労働者 (人)	271	225	46 ※	0	0

※未回答委託者の家内労働者数は委託状況届の労働者数より算出した。

表B

区 分	回答委託者	最低工賃適用	最低工賃適用外
委 託 者 (件)	17	3	10 ※
家内労働者 (人)	225	100 (うち最低工賃適用 家内労働者54)	125

※ 委託なしの事業場は除いた。

第1表 家内労働者規模別委託者数および家内労働者数(委託者調査)

一委託者あたりの 家内労働者数	委託者数(件)				家内労働者(人)			
	R7	R3	H29	H26	R7	R3	H29	H26
1 ～ 4 人	3	6	9	6	7	14	22	17
5 ～ 9	3	1	4	0	21	6	30	0
10 ～ 19	2	5	3	4	29	71	53	55
20 ～ 29	2	2	2	6	50	55	51	140
30 ～ 49	3	1	2	1	118	33	64	34
50 人～	0	2	3	3	0	150	213	240
調 査 計	13	17	23	20	225	329	433	486

第2表 形態、性別家内労働者数(委託者調査)

区 分	専 業		内 職		副 業		計	
	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)	人数(人)	構成比(%)
男	16	55.2	11	37.9	2	6.9	29	100.0
	(8)	(20.5)	(22)	(56.4)	(9)	(23.1)	(39)	(100.0)
女	17	8.7	179	91.3	0	0.0	196	100.0
	(5)	(1.7)	(277)	(95.5)	(8)	(2.8)	(290)	(100.0)
計	33	14.7	190	84.4	2	0.9	225	100.0
	(13)	(4.0)	(299)	(90.9)	(17)	(5.2)	(329)	(100.0)

(下段はR3)

第3表 年齢階級、経験年数階級別家内労働者数(委託者調査)

(人)

年齢階級	性別	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合 計
18歳未満	男				1		1
	女						0
18歳以上 20歳未満	男						0
	女						0
20歳以上 30歳未満	男	4		1			5
	女	2	4				6
30歳以上 40歳未満	男			1			1
	女	1	11	2	1	1	16
40歳以上 50歳未満	男	3	1	3			7
	女	4	7	11	1		23
50歳以上 60歳未満	男	1		2			3
	女	2	9	4	9	3	27
60歳以上 65歳未満	男	1	2	2			5
	女	1	7	2	9	1	20
65歳以上	男	2	3	2		1	8
	女	2	14	4	15	20	55
家内労働者数	男	11	6	11	1	1	30
	女	12	52	23	35	25	147

※この設問に未回答の委託者を除いて算出した。

第4表 1ヶ月当たり工賃額階級別家内労働者数(委託者調査…回答者11社)

(人)

区 分	性別	1万円未満	1万円以上 3万円未満	3万円以上 5万円未満	5万円以上 7万円未満	7万円以上 9万円未満	9万円以上	合 計
家内労働者数	男	3	7	3	2	3		18
	女	19	62	44	32	17	7	181

※この設問に未回答の委託者を除いて算出した。

第5表 1ヶ月当たりの工賃収入別家内労働者数(委託者調査…回答者11社)

区 分	1万円未満	1万円以上 3万円未満	3万円以上 5万円未満	5万円以上 7万円未満	7万円以上 9万円未満	9万円以上	合 計
家内労働者数(人)	22	69	47	34	20	7	199
構 成 比 率(%)	11.1	34.7	23.6	17.1	10.1	3.5	100.0

第6表 1ヶ月の家内労働従事日数別家内労働者数(家内労働者調査…回答者31人)

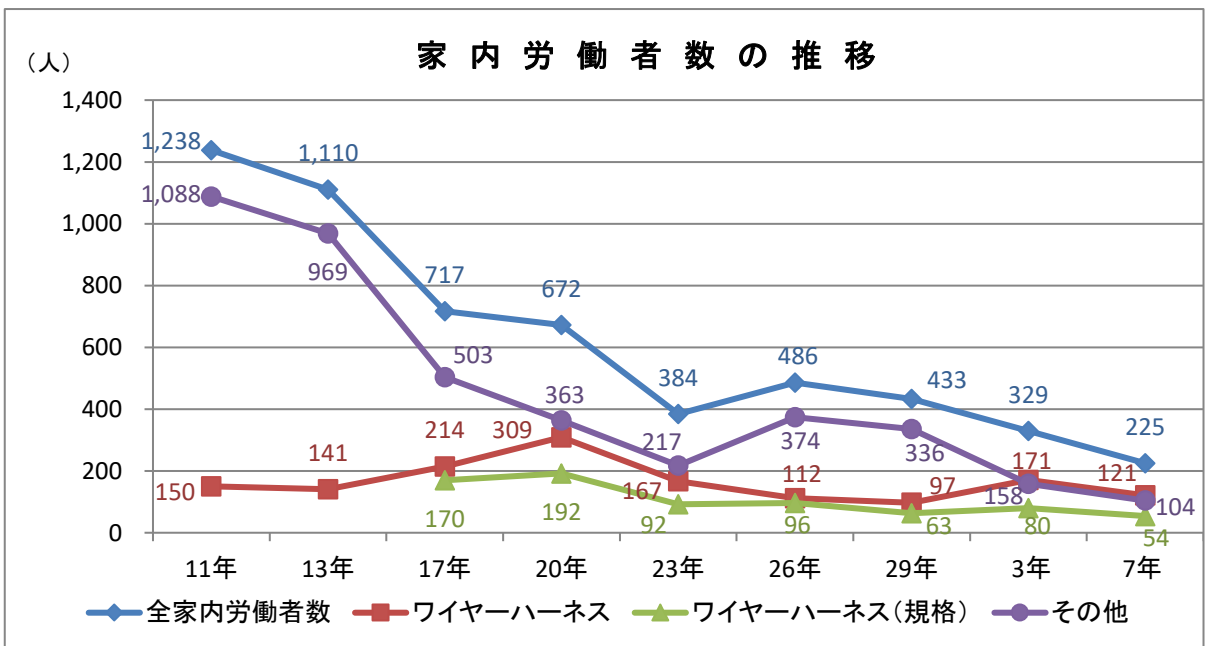
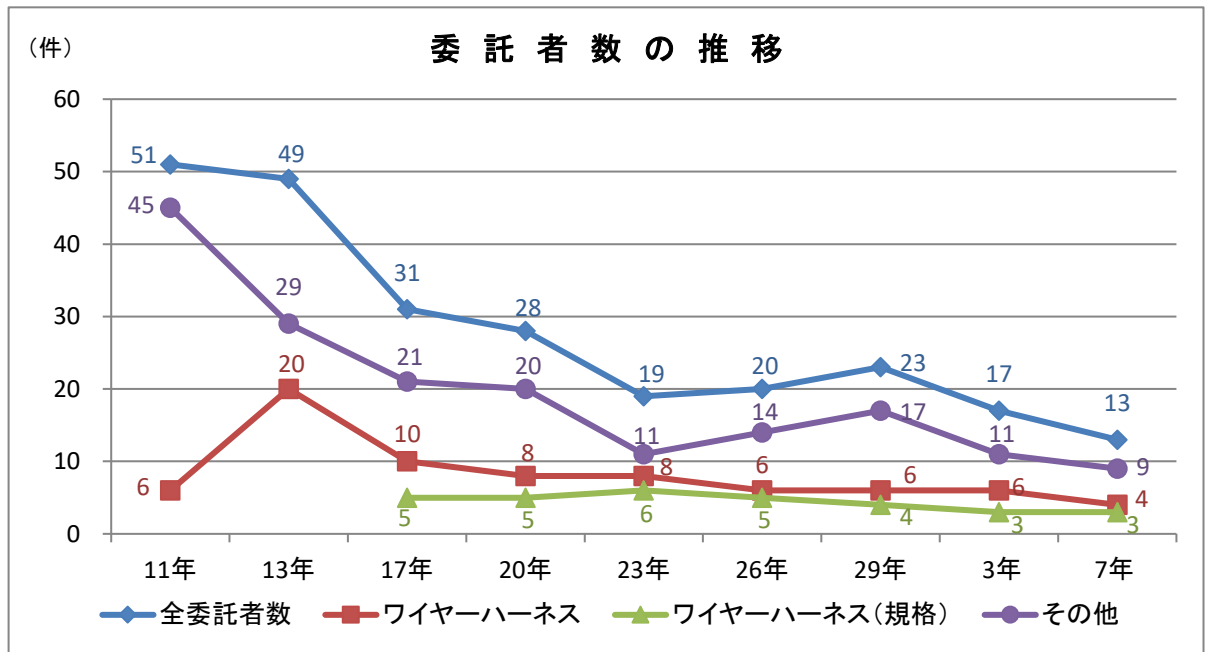
区 分	5日未満	5～9日	10～14日	15～19日	20～24日	25日以上	合 計
家内労働者数(人)	0	1	6	2	16	6	31
構 成 比 率(%)	0.0	3.2	19.4	6.5	51.6	19.4	100.0

第7表 1日当たりの平均家内労働従事時間別家内労働者数(家内労働者調査…回答者31人)

区 分	1時間未満	1時間以上 2時間未満	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満	9時間以上	合 計
家内労働者数(人)	0	1	5	3	5	4	4	2	3	4	31
構 成 比 率(%)	0.0	3.2	16.1	9.7	16.1	12.9	12.9	6.5	9.7	12.9	100.0

第8表 委託者数および家内労働者数の推移

調査 実施年	委託者数(件)				家内労働者数(人)			
		ワイヤーハーネス		その他		ワイヤーハーネス		その他
			規格 (50cm超え 2m以下)				規格 (50cm超え 2m以下)	
平成 11年	51	6		45	1,238	150		1,088
13年	49	20		29	1,110	141		969
17年	31	10	5	21	717	214	170	503
20年	28	8	5	20	672	309	192	363
23年	19	8	6	11	384	167	92	217
26年	20	6	5	14	486	112	96	374
29年	23	6	4	17	433	97	63	336
令和 3年	17	6	3	11	329	171	80	158
7年	13	4	3	9	225	121	54	104



第9表 工賃(単価)の決定状況(委託者調査)

(1) 工賃(単価)決定の際の重視事項別委託者数

項 目	件数(件)				
	R7	R3	H29	H26	H23
世 間 相 場	4 (0)	6 (0)	7 (1)	4 (0)	6 (2)
最 低 工 賃	6 (2)	5 (0)	5 (2)	8 (2)	4 (1)
雇用労働者の賃金	1 (1)	4 (1)	1 (1)	2 (2)	3 (1)
売値の利益	1 (0)	2 (0)	4 (0)	4 (0)	4 (1)
物 価	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)
そ の 他	0 (0)	2 (2)	2 (0)	3 (1)	5 (3)
計	13 (3)	19 (3)	19 (4)	22 (5)	22 (8)

()内は最低工賃適用委託者内数

*複数回答有り

(2) 工賃(単価)の改定状況

項 目	件数(件)				
	R7	R3	H29	H26	H23
改 定 期 間	R4.4 ~R7.10	R元.4 ~R3.10	H27.4 ~H29.10	H24. 4 ~H26.10	H21. 4 ~H23.10
改定した	9 (3)	5 (0)	6 (4)	2 (0)	3 (1)
改定していない	4 (0)	12 (3)	10 (0)	18 (5)	16 (5)
計	13 (3)	17 (3)	16 (4)	20 (5)	19 (6)

()内は最低工賃適用委託者内数

(3) 材料や製品の受け渡し方法

	件数(件)				
	R7	R3	H29	H26	H23
すべて委託者が行う	9	12	10	14	11
材料運搬のみ委託者が行う	1	0	0	0	1
製品運搬のみ家内労働者が行	0	3	0	0	0
すべて家内労働者が行う	4	2	6	6	7
計	14	17	16	20	19

*一部複数回答有り

(4) 今後一年間の家内労働者数について(R7年度)

項 目	件数(件)	構成比(%)
増やしたい	2(1)	15.3(50)
変わらない	9(2)	69.2(50)
減らしたい	1	7.7(0)
委託を取りやめたい	0	0(0)
その他	1	7.7(0)
計	13(3)	100(100)

()内は最低工賃適用委託者内数

第10表 ワイヤーハーネスカプラー差し作業（電線の長さが50 c mを超え2m以下のもの）にかかる
委託者設定工賃及び家内労働者の工賃実績額等

委 託 者				家 内 労 働 者 ※1					
	工賃単価 (円/本)	1時間当たりの工賃 (円)	県最賃1,034円と の比率 (%)		労働日数 (日)	1日平均作 業時間 (時間)	工賃額 (円)	1時間換 算額(円) ※2	県最賃1,034 円との比率 (%) ※2
A	55銭	204 (他の工程含む)	20	a	30	12	29,000	81	8
B	60銭	回答無し		b	20	7	75,000	536	52
				c	21	4.5	50,000	529	51
				d	23	2	20,000	435	42
				e	20	6	66,000	550	53
				f	28	3.5	50,000	510	49
C	60銭	500～600 (他の工程含む)	48～58	g	20	3	26,600	443	43

平均 440円

※1 最低工賃作業に従事する家内労働者54名のうち回答を得た7名を掲載した。

※2 小数点第1位を四捨五入した。

熊本県最低工賃 55銭

第11表 最低工賃に関する意見、要望

委託者

- 1 県の最低賃金は大幅UPがある。工賃に関しては上がらないため内職者から安価だと不満の声があるが、厳しい中で対応している。会社としてもこの先、生産量の減少が予定されているため、内職者の削減も必要となってくる。

家内労働者

- 1 もうちょっと単価を上げてほしい。時間だけがかかる。仕事をする前に、サブづくりをする前に準備とかかかる為、いい製品を作る為に見直し、からまないように作るのに時間がかかる。(60代女性)
- 2 熊本県の最賃は上がったけれど、内職は変わらない。(50代男性)
- 3 時給にするとかなり安いのでもう少し賃金(工賃)が上がればやりがいがある。(50代女性)
- 4 もう少し単価を上げて欲しい。(70代女性)
- 5 仕事によっては低賃金があり、月の給料が少ない時があり、1箇月に3万円くらいあればいいと思っています。(70代女性)
- 6 単価は2倍にしてほしい。(60代男性)
- 7 最低工賃は安い一言に尽きます。そちらは10年か20年に1回の20%の賃上げで満足されているとは存じますが、実際、単価が上がる前の方が仕事量を多く、1本の単価が12～20円今思えば高額で、全体的に今よりマシでした。20%上がるから、上がる前よりラクが出来て、収入が増えるはずでした。現状、単価が高くなった製品は取り上げられ、1本単価、7.8～10.2円をベースに本数は1年前より増えているかもしれませんが、収入は大幅に下がりました。委託者は自分たちのことを優先的に考え、1本の単価がより高くなった製品を社員にさせ、安い製品を家内労働者に振り分けました。何年か前にも似たような調査票を記入しましたが、可能なら毎月あってもいいと私は思います。(30代男性)
- 8 同じような工程でも、かかる時間がけっこう違うものがありますが、工賃に関しては工程で設定してあるので、もう少しその辺を考慮してほしい。(60代女性)

熊本県電気機械器具製造業最低工賃の変遷

(円)

番号	品目	工程	規格	発効 年月日	S58.6.18	S61.5.16	H1.5.20	H4.5.16	H6.4.17	H8.4.27	H10.4.26	H12.4.23	H14.4.21	H18.4.9	R5.4.22
1	マグネツトリレー	端子台への端子の仮差し	圧入する端子数が14本のもの		1.20	1.30	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2			圧入する端子数が8本のもの	1個につき	－	－	0.90	－	－	－	－	－	－	－	－
3			挿入する端子数が8本のもの	1個につき	－	－	－	1.80	1.95	－	－	－	－	－	－
4			挿入する端子数が2本のもの	1個につき	－	－	－	－	－	1.00	1.00	1.03	1.03	－	－
5		可動絶縁台の面取り及びバリ取り			1.15	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
6		端子台のリード線はんだ付け	端子のはんだ付けが2か所で、かつ、穴径が1.6mmのもの		1.25	1.30	－	－	－	－	－	－	－	－	－
7			端子のはんだ付けが4か所で、かつ、穴径が1.45mmのもの		1.55	1.65	－	－	－	－	－	－	－	－	－
8	レーマグ用ソケット	接触端子の挿入	挿入する端子数が14本のもの		4.50	4.55	－	－	－	－	－	－	－	－	－
9		ビスの締付け(仮締めを含む。)	締付け箇所が14か所のもの		3.70	3.75	－	－	－	－	－	－	－	－	－
10	トランス	機械によるコイルの巻線	線径が0.11mm以上0.13mm以下のもので、2,000回巻きのもの		2.10	2.30	－	－	－	－	－	－	－	－	－
11			線径が0.14mm以上0.16mm以下のもので、1,000回巻きのもの		1.70	1.85	－	－	－	－	－	－	－	－	－
12		手作業によるコア詰め	長さが35mmのコア(板厚0.5mmのものに限る。以下同じ。)が30枚のもの	1個につき	5.40	5.65	6.10	7.00	7.57	8.00	8.40	8.65	－	－	－
13			長さが48mmのコアが40枚のもの	1個につき	6.40	6.95	7.50	8.60	9.30	9.80	10.30	10.61	－	－	－
14	偏向ヨーク	絶縁枠への鉄片のボンド接着	鉄片の縦が1cm、横が2cmのもの	1か所につき	－	－	1.50	1.70	－	－	－	－	－	－	－
15		絶縁枠への鉄片のボンド接着(2か所)		1個につき	－	－	－	－	1.84	1.84	1.84	1.90	－	－	－
16		端子板へのリード線の巻付け	4か所1回巻き	1個につき	－	－	1.80	2.10	2.27	2.40	2.50	2.58	－	－	－
17	磁気ヘッド	ジンバルボンド接着		1か所につき	－	－	1.00		－	－	－	－	－	－	－
18		スライダーへのコイル挿入	2個挿入	1組につき	－	－	－	1.30	－	－	－	－	－	－	－
19		ジンバルへのスライダーのボンド接着		1か所につき	－	－	－	2.00	－	－	－	－	－	－	－
20	ワイヤース	カブラー差し(電線の端末に取り付けられた端子をカブラーに差し込むことをいう。)	50cmを超え2m以下の電線について行うもの	1本につき	－	－	－	0.35	0.38	0.39	0.41	0.42	0.42	0.43	0.55

労働局別 ワイヤーハーネスカプラー差し一本当たりの工賃単価決定状況

局名	最終改定日	用途	仕様	金額
岩手	令和7年6月1日	自動車用	長さが2メートル以下	37銭
福島	令和5年5月1日	全般	長さに関係なく	36銭
長野	令和6年4月25日	自動車用	長さが50センチを超え2メートル以下	60銭
静岡	令和5年5月5日	車両電気配線装置用	長さが50センチを超え2メートル以下	53銭
愛知	令和6年8月2日	車両電気配線装置用	長さが50センチを超え2メートル以下	68銭
三重	平成30年11月18日	車両電気配線装置用	長さが50センチを超え150センチ以下	66銭
			長さが150センチを超え	76銭
兵庫	平成18年3月10日	全般	長さが50センチを超え	56銭
島根	平成15年7月6日	全般	長さが50センチを超え2メートル以下	40銭
岡山	令和7年3月3日	車両電気配線装置用	長さが50センチを超え2メートル以下	61銭
広島	平成15年5月24日	自動車用	長さが150センチ以下	41銭
			長さが150センチを超え	47銭
		自動車用以外	長さに関係なく	29銭
大分	平成12年9月15日	全般	長さが50センチを超え2メートル以下	52銭
宮崎	令和1年5月16日	全般	長さが50センチを超え2メートル以下	39銭
鹿児島	令和7年4月3日	全般	長さが50センチを超え2メートル以下	58銭
熊本	令和5年4月22日	全般	長さが50センチを超え2メートル以下	55銭

熊本県電気機械器具製造業最低工賃

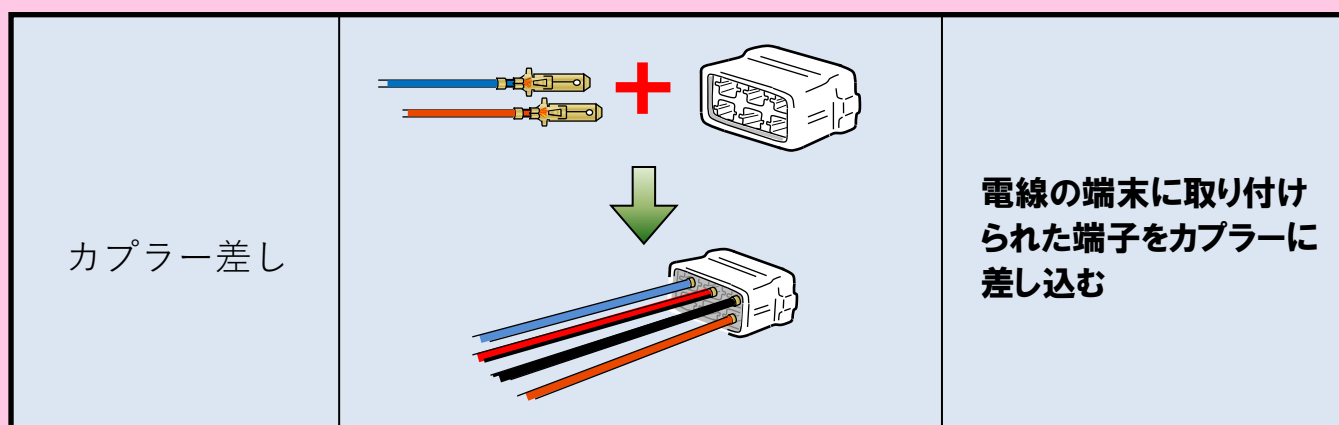
対象品目 ワイヤーハーネス

規格 50cmを超え2m以下の電線について行う

対 象 業 務	内 容	金 額
カプラー差し	電線の端末に取り付けられた端子をカプラーに差し込むことをいう	55 銭 1本につき

効力発生日 令和5年4月22日

対象業務略図



ワイヤーハーネスの概略

ワイヤーハーネスとは、複数の電線を束ねたもので組電線とも呼ばれている。機能は、自動車や各種電動機器内の各種部品間を接続することで、電氣的信号伝達回路や電気供給回路を作るものである。

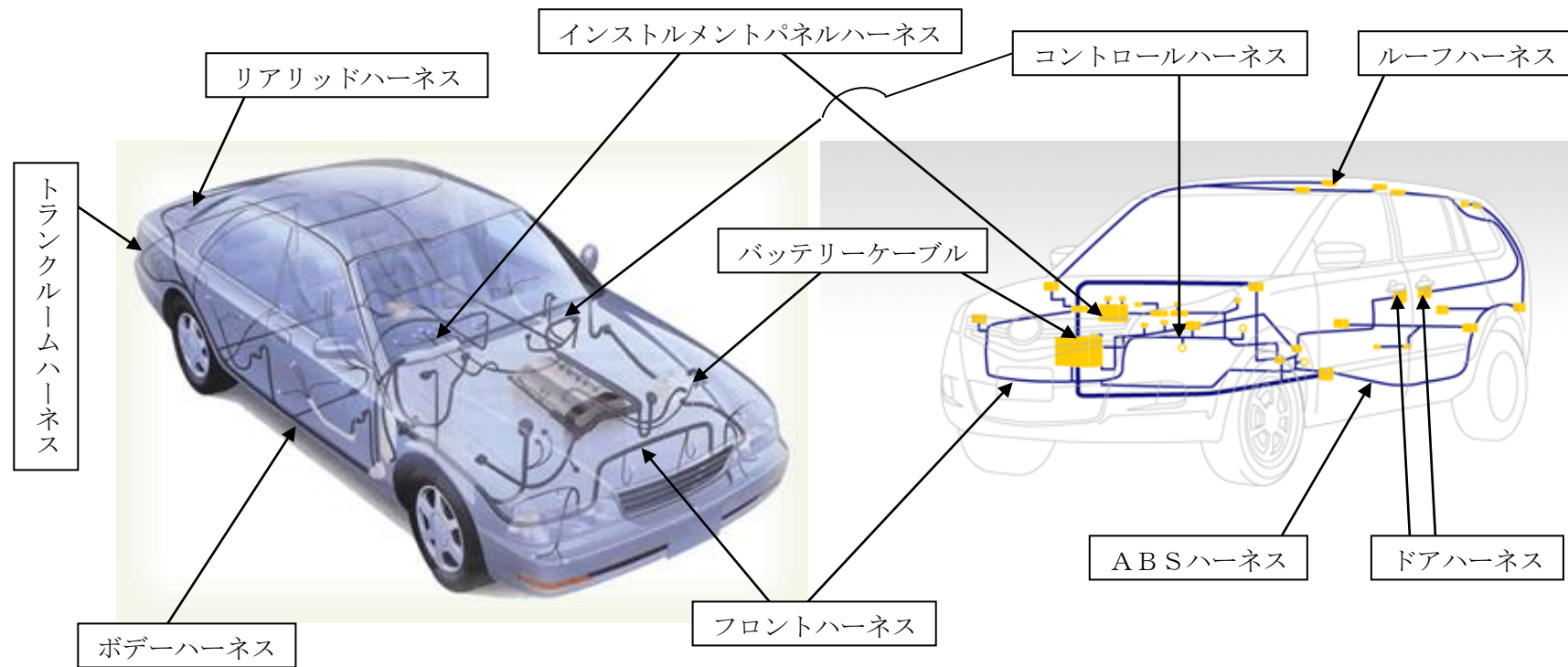
ワイヤーハーネスは、自動車を始めとしてOA機器、家電製品、FA機器、産業機械で広範に使用されている。

ワイヤーハーネスの製造は日本標準産業分類において「大分類E 製造業」、「中分類29 電気機械器具製造業」に該当する。小分類においては、自動車用は「2922 内燃機関電装品製造業」、様々な用途に対応したワイヤーハーネス製造は「2999 その他の電気機械器具製造業」となる。

自動車には、エンジン、メーター、ライト等を作動させるため、資料-4のとおり車体の各箇所にワイヤーハーネスが取り付けられている。

自動車生産の初期の頃は、電線はボルト締めにより接続されていたが、自動車が本格的な大量生産体制に移行したのに伴い、ベルトコンベアーラインを流れる組立中の自動車に容易に取り付けられるように、取付箇所の形状に合わせて電線を結束して端子やカプラー（コネクターとも言う）をあらかじめ組付けたワイヤーハーネスが使用されるようになった。また、当初ワイヤーハーネスは自動車の走行機能に関するものが主体であったが、その後、エアバック、ABS等の安全機能や電動ミラー等の便利機能の追加により回路数が増加している。

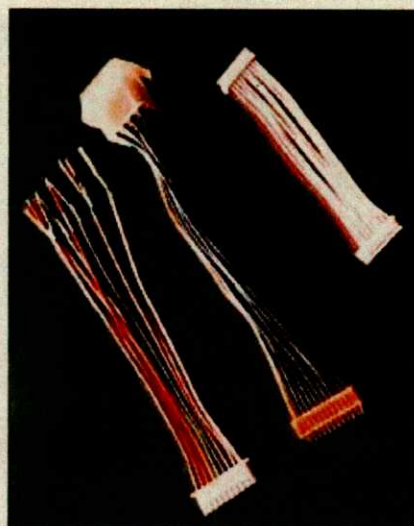
自動車用ワイヤーハーネスの概要



ワイヤーハーネス

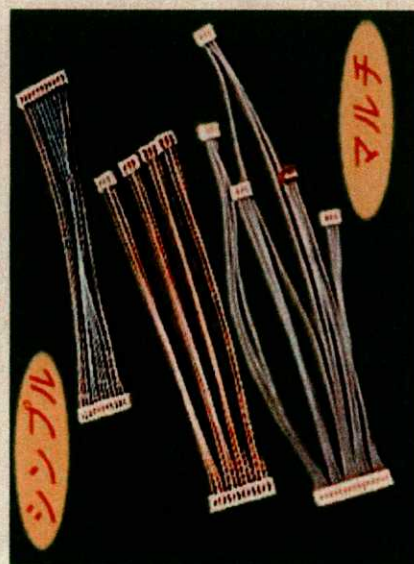
圧着ハーネス

圧着端子の豊富なバリエーション



圧接ハーネス

1.5m/2mm ピッチ仕様、シンプル/マルチ形態にも対応



部品付きハーネス

コア、スイッチ、小型基板等付き製品



組線ハーネス

350回路程度まで対応。
圧接メインの組線OK



静岡労働局発表

令和8年4月17日

【担当】静岡労働局労働基準部

賃金室長 藤原 典子

賃金指導官 仲倉 大輔

(電話) 054-254-6315

静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃の改正決定について

静岡労働局（局長 こくぶんかすゆき 國分一行）は、静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃について、静岡地方労働審議会（会長 さきはら めぐみ 笹原 恵）からの答申に基づき、下表のとおり引上げを決定し、令和8年4月17日、官報に公示しました。これにより同年5月17日に効力が発生します。

同最低工賃は、静岡県内で車両電気配線装置製造業務に従事する家内労働者や委託者に適用されます。

【静岡県車両電気配線装置製造業最低工賃】

業務	規格	現行金額	改正金額	引上額
カプラー差し	15センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき30銭	45銭	15銭
	15センチメートルを超え50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき46銭	54銭	8銭
	50センチメートルを超え2メートル以下の電線について行うもの	1本につき53銭	62銭	9銭
	2メートルを超える電線について行うもの	1本につき65銭	76銭	11銭
チューブ通し	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき27銭	32銭	5銭
	15センチメートルを超え50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき57銭	67銭	10銭
	50センチメートルを超え1メートル以下のチューブについて行うもの	1本につき72銭	76銭	4銭
キャップ通し		1個につき49銭	57銭	8銭

（注）「カプラー差し」は端子1本について、「チューブ通し」はチューブ1本についての金額をいいます。

補足資料

【家内労働について】

家内労働とは、メーカーや問屋等の委託者から部品や原材料の提供を受けて、家内労働者（内職者）が物品の製造や加工を行うものです。委託者と家内労働者との間には使用従属関係はなく、家内労働者は労働基準法の労働者ではありません。

【車両電気配線装置（自動車用ワイヤーハーネス）について】

自動車用ワイヤーハーネスは、複数本の電線を束ねたもので組電線とも呼ばれています。

その機能は、自動車や各種電動機器内の各部品間を接続することで、電氣的信号伝達回路や電気供給回路を作るものです。

自動車には、エンジンやメーター、ライト等を作動させるため、車体の各箇所にワイヤーハーネスが取り付けられています。

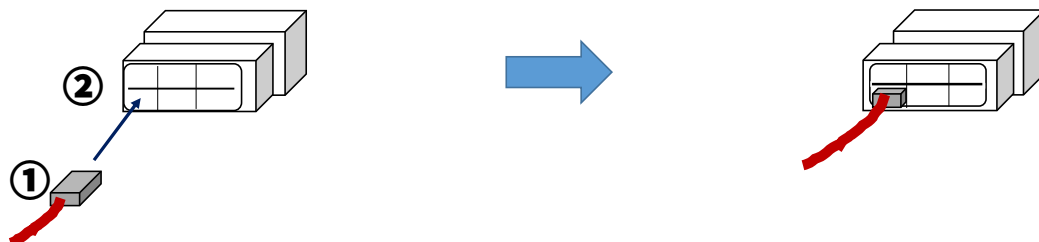
【最低工賃について】

最低工賃は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によって定められたもので、家内労働法において、都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、地方労働審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及び委託者に適用される最低工賃を決定できるとされています。

静岡県内で最低工賃を設定している業務は、車両電気配線装置製造業のみとなっています。

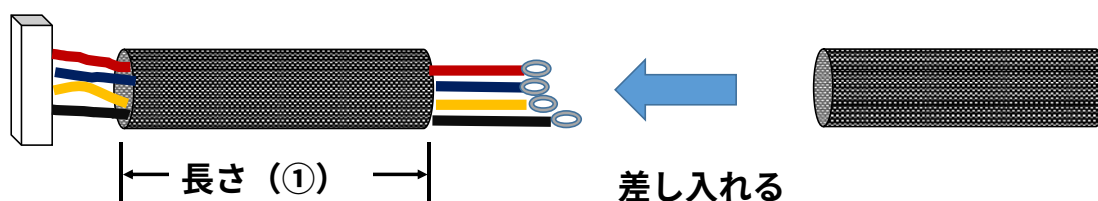
最低工賃に係る業務について

カプラー差しについて



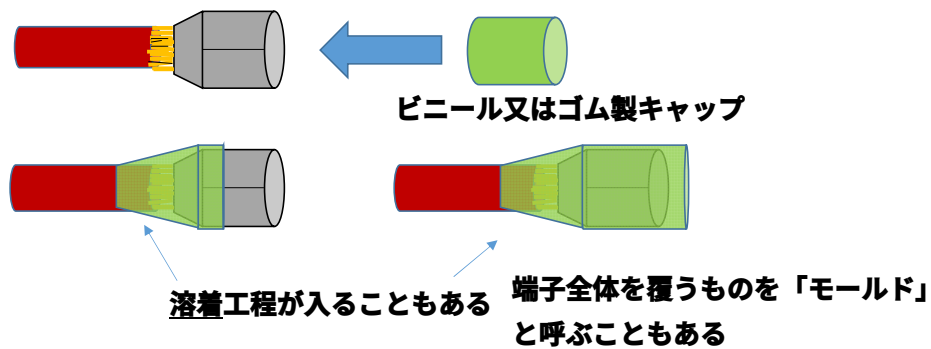
- ◇ 「カプラー差し」とは、電線の端末に取り付けられた端子（①）をカプラー（②）に差し込むことをいいます。
なお、「カプラー」のことを「コネクター」又は「ケース」ともいいます。
- ◇ 最低工賃は、電線の長さ毎にカプラーに端子1個を差し込む場合の工賃を定めています。

チューブ通しについて



- ◇ 「チューブ通し」とは、電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいいます。
- ◇ 最低工賃は、丸チューブの「長さ（①）」毎に工賃を定めています。

キャップ通しについて



◇ 「キャップ通し」とは、絶縁のために圧着部にビニール又はゴム製のキャップをかぶせることをいいます。